

NPO

Power to the people ! Power to the people !  
**第二のチカラ**  
ここがガッツの見せどころ！

わたしたちの社会は、行政が公的なサービスを提供し、企業が経済的なサービスを提供するという役割分担でできている。しかし、世の中の価値観が多様化し、仕組みが複雑になればなるほど、そのどちらにも属さない第三のサービスが必要になってくる。その役割を担うのがNPO(民間非営利団体)だ。

第三のサービス

実は、NPOは意外と身近な存在で、町内会や映画鑑賞団体、手話サークルもそのひとつだ。つまり、公的なサービスではあるが行政にはなじまず、かといって利益を得ることが目的の企業活動にもなじまないもの、それがNPOとなるわけだ。ただし、各種の事業が生み出す利益を会員に分配しなければ、収益も可能だ。平成7年、阪神大震災のときのボランティアの活躍は、役所でも

企業でもない「第三のチカラ」がその役割を発揮した好例だ。これまでNPOは、電話加入、

口座開設、賃貸借などの契約時に、「法的な主体」と認められず、その活動で社会と関わりあうには制限があった。そこで、「NPO団体に法人格を」という動きが活発になり、平成10年12月、特定非営利活動促進法(NPO法)ができた。目的は、これまで任意団体であったNPOを法人として認め、その活動により、公共の利益を増進することで、次の分野での活動を法人として認めることになった。

- ① 保健、医療、福祉の増進
- ② 社会教育の推進
- ③ まちづくりの推進
- ④ 芸術、文化、スポーツの振興
- ⑤ 環境保全
- ⑥ 災害救援
- ⑦ 地域安全
- ⑧ 人権擁護、平和推進
- ⑨ 国際協力
- ⑩ 男女共同参画社会形成促進
- ⑪ 子どもの健全育成
- ⑫ 活動団体の運営、活動の連絡、助言、援助

留萌の第三のチカラ

留萌市でも、現在3つの団体が法人格を取得し、1つの団体が取得予定になっている。

【留萌体育協会】

市民に役立つ、生涯スポーツ社会を視野に、行政から自立した存在として、地域のスポーツの振興と住民参加型のスポーツ活動の担い手となることを目指す。H14年度からは、スポーツセンターの管理運営を行う予定になっており、「利用者のニーズに合わせ、柔軟に対応したい」と語る。

【女性懇話会ウイシユ】

教育委員会の留萌女性懇話会推進員として「21世紀の高齢化社会に向けて」という提言をまとめ、昨年発足した。「自分たちも行動を」ということから、今年夏、「宅老所」を開設。協賛会員から協賛金を得ることから、会計の透明性を徹底するためにも法人格取得に踏み切った。「ボランティアへの報酬を行政が負担できないか」と考える。

【留萌福祉レクリエーションクラブ】

これまでも各種レクリエーションの指導、普及活動を行っていたが、総合型地域スポーツクラブとして「市民サービス型事業」を展開するため法人格を取得。

「前で事務局を持ったたり、専任スタッフを雇うのは厳しい」ので、市内のNPO法人との連携によるサポート体制づくりを訴える。

【留萌市文化会議】(申請中)

留萌市文化団体協議会として文化活動の実践を、「文化行政の一翼」として担ってきた。協賛会員による財源を確保するためにも、「より広く市民に訴える将来的には文化センターの管理運営も視野に、「自主事業、貸し館業務などを通して市民への開放の仕組み作りしたい」と言う。

第三のチカラと課題

NPOは有給の専従スタッフが必要な場合もあり、団体の財政運営と人材の確保が共通の課題だ。収入は、会費、事業収入、補助金、助成金などが、協賛金、寄

付金にも負うところが大きい。

そのためNPO法人への寄付者に、一定額までを非課税とする制度が、10月1日から始まる。そのほかに留萌市では、法人市民税の均等割の免除を行っている。金融機関の、有償事業へのNPO融資制度も整いつつあり、北海道でも、道民に根ざしたNPO活動を支援するための条例を整備した。

NPOを支える環境は徐々に整いつつある。

NPOは「市民自らが市民のために自発的に公的サービスを提供する」のが活動の根っことなる。

ともすると役所頼みだった社会を、「市民主体」へと変えていく可能性を、NPOは秘めているとも言えるだろう。

市民の心をつかみ、この新しい公共サービスの提供に、いかにたくさんの方の参加を促すが、今後の課題となる。

税金を払いサービスを受ける、商品を買って満足を得る。

いつのまにか、「与える人―受ける人」という関係に慣れてしまったこの現代社会に、「自分のことは自分でやるのだ！」という、自治と自立の市民社会のあり方を、NPOは問いかけているのではないだろうか。

